

家族の不思議

児童相談所のソーシャルワーク実践から

川 崎 二三彦

(京都府京都児童相談所)

はじめに

みなさんこんばんわ。

私は四半世紀を越えて児童相談所で相談活動を続けていますが、率直に申しますと、今は、これまで経験したことのないような苦しさを日々感じて過ごしています。私個人は混迷状態にあるかも知れません。ですから本当は、私がなぜ混迷しているのか、苦しいのかということ、皆さんがたに伝えることができれば、私の役割を果たせるのだと思います。何故ならそこに現在のソーシャルワークの現状があぶり出されるでしょうから。しかし混迷している時や苦しい時、渦中にある人間がそれを正しく表現することは難しいんです。正しく整理してお伝えできれば混迷じゃないわけですから。

児童相談所ソーシャルワーク未踏の道(1)

さて、私は心理判定員を経て児童福祉司、つまりソーシャルワーカーになりました。それが1989年です。90年代はほぼ児童福祉司として活動していましたから、「川崎さんは1990年代型の児童福祉司だ」と言われます。ちなみに1980年代型の児童福祉司は野本三吉さんだそうです。それはさておき、児童福祉司になって最初に感じたことは、“この道は未踏の道だ”ということです。児童相談所ができて40年たっていましたから、それなりの蓄積があるはずだと思っていたのですが、あまりにも答えがない。これは何なんだとびっくりしました。例えばヴァイステックの『ケースワークの原則』。児童福祉司になって、ほどなくこの本を読みまし

た。疑問だらけ、わからないことだらけだったので、古典に学ぼうとしたのでしょう。しかし正直に言うと、この本の中に、私は求めている答えを発見できなかった。そこでソーシャルワーカーの大先輩に当たる大阪市児相の津崎哲郎さんに尋ねたことがあります。彼曰く「あれは大事な本だ。しかし我々には臨機応変さも必要だ」。確かそんなふうに教えていただいたように記憶しています。

*

たとえば家庭訪問です。児童相談所が発行した研究紀要などを読んでいますと「この家族は来所が困難だから、家庭訪問中心のかかわりをする」と書いていたりします。これが私には納得できない。来所が困難だから家庭訪問中心の活動をするということで本当にいいのか。その点がすごく疑問でした。というのも、実は私はそれで手痛い失敗をしたんです。

シンナーに浸り込んで非行を繰り返す子どもの家でした。本人も家族もなかなか来てくれないので家庭訪問します。

「よう来てくれましたなあ」

おばあちゃんが迎えてくれます。すごく歓迎してくれるんです。ところが事態はまったく変わらない。そして何度目かの訪問の後、帰ろうとしたら、今度は本人がわざわざ見送りに出てきたんです。

「先生、頼みがある」

「何や？」

やっと信頼してくれたのかなと思って身を乗り出して話を聞いたら、どうでしょう。

「千円貸してほしいんや、絶対返すから」

「……」

これには言葉を失いました。児童福祉司になって1年目のそれも最初の相談でした。

私たちは来所が困難だとかニーズがないといって家庭訪問するんです。でも、こんな事例を経験して行く中で私は、問題解決のためには、当人たちが多少なりとも自分で解決のためのエネルギーを出す、それを導き出すことが大事だと痛感しました。一歩でも自分の足を使って動いてもらうことに、私たちはもっとこだ

わらないといけないのではないが、こちらが行って歓迎してくれても実は何も変わらない。この人に一歩動いてほしいなということです。こちらが行ったら会ってくれるかもしれない。しかし起きている問題を解決するにはそれでは足りません。

「児童相談所までが無理というのであれば、学校まで来てくれませんか」

「市役所に場所を借ります。家からは目と鼻の先ですから、そこでお会いしましょう」

こういうふうにしないと本当の意味で解決の力は沸いてこない。ただ単に親切にしているだけではだめだと思うんです。ところがそこにこだわって相手の一歩を待ち続けているうちに、ずるずると事態が悪化してしまう。また失敗をするわけです。

*

もう少し家庭訪問の話を続けます。

確かに、家庭訪問をすると面接をしても決してわからないことが一瞬のうちにパッとわかります。家庭訪問をすると玄関の柵にぐるぐる巻きにして紐がかけてある。自閉症と診断された子が飛び出さないようにしているわけです。親はこんなふうに苦労しているんだなと実感します。あるいは母子家庭だと聞いていたのに男物の服が洗濯して干してある。家庭訪問では、面接ではわからないことがわかる。まさに百聞は一見にしかずです。

しかしこれは相手の土俵に乗ることであります。電話がかかってくる、テレビをつけっ放しにして消そうとしない、お客さんが来る、子どもが泣いている。ここがヤマ場だと意気込んで話そうとしても、相手にとって都合の悪い話はいとも簡単にはずされてしまう。また、こんなこともありました。「お父さん、大変ですよ、わかりますわ」と話してたら、奥の部屋から「お父さんの言うこと、ウソやで」と子どもが言う。お父さんの苦労を受容することが是非とも必要だと思っていたのですが、ウソだと裏から球が飛んでくる。当然お父さんの機嫌は悪くなる。子どもは「ほらみたことか。あんな親父はしようがない」と言う。こうなるとその場はもう混乱しか残りません。

それに比べて児童相談所の面接室は、ある意味で安全なんです。面接が長引い

たり、面接者側が困ってしまった時でも、いったん休憩して他のスタッフに相談することも出来ますし、逆に児童相談所の他のスタッフがドアをノックして援助が必要かどうかを確かめることも可能ですからね。

家庭訪問を省略すると家の中がわからない。だから訪問を省略してはいけないけれど、かといって成功裏に実施するのはこれまた難しい。ソーシャルワークの活動の中で、では家庭訪問はどうあるべきか、私を知りたいのはそういうことなのですが、残念ながらどこを探してもきちんと教えてくれる本が見つからない。「来所が困難だから家庭訪問をした」というわけです。

*

こんな形でソーシャルワーク活動を実践してきたわけですから当然のことでしょうが、私はいつも失敗ばかりしてきました。失敗のないソーシャルワークはなかったと言っても過言ではありません。例えば、たった今面接してきたある子どもとの相談です。数日前ですが、自殺未遂を繰り返している母親との電話で「もう死にます。電話してもらっても出ませんので」と宣告されてそのままガチャンと切られてしまった。これは失敗です。冷静に吟味すると、母親のこの態度を誘発した私の発言というのが確かにあるんです。もっと違う表現をすべきだったと思われる一言が。

でもね、こうして失敗を繰り返していると気がつくことがあるんです。それは失敗一つは挽回できるということです。これが失敗多き私の心得です。失敗一つだったら挽回できます。

「あの一言はかくかくしかじかの理由で確かにまずかった。だったらどうすべきなのか。次はこれこれに注意してことを運ぼう」等々と方針を再検討していったからこそ、また持ち直して今日の面接が設定できたわけなんです。これは一つの例ですが、このようにしてごく些細なことでも、どうすればいいかということは一一つ自分で考えないといけない。

*

次にソーシャルワークにおける「受容」とか「自己決定」について話してみます。こんな事例がありました。農村地帯にあるその家はずっと女の子ばかりが続いていたので、是非とも跡継ぎに男の子がほしかったんです。そしたら待望の男の

子が生まれた。ところがその子はダウン症だったんです。やっと生まれた男の子だけど、跡継ぎにはならないというので、今度は一転、病院から自宅に連れて帰ろうとしないんです。確かに障害があることはショックだろうし、大変ですよ。だからそういう親御さんの気持ちを受けとめるのは私たちの仕事だと思います。ですがこの人たちは、そんなことはもはやどうでもいいんです。要するに子どもを家に連れて帰らなくてもいい方法を私たちに求めている。「施設かどこかにやってくれ」とね。これではいかに受容的な態度で接しても何の役にもたたない。だって、「あなたの気持ちはよくわかります」とやっていたんでは間尺に合わない。何しろ相手は今すぐの方策を求めているんですから。

別の障害児をもつ親御さんの話です。がんばって育てきた親御さんが病気になったり、怪我をしたりする。この事例では父親が四国に出張して交通事故に遭った。母が急きょ行かなければならなくなったが、家には障害の重い子がいる。連れて行くことも出来ないが置いておくわけにもいかない。そこで一時的に預かってもらえないかという相談が寄せられる。しかし施設にもいろいろ事情があって、「今すぐというのは難しい」と言われてしまう。そんな時、「お母さん大変ですね」といくら言葉を重ねても意味がないですよ。施設不足や施設の体制の不十分さはわかっているのですが、そんな社会資源の貧困は、ソーシャルワーク活動だけでは解決できないんです。

*

こんなことを考え、悩みながら、私はソーシャルワーカーとして自分が担当する地域に起こるさまざまな児童問題に応えようと東奔西走してきました。制度の問題にぶつかることもあれば、面接技術の未熟さによる困難も経験しました。あらゆることについて試行錯誤を重ねてきたといってもいいかと思います。ところが不思議なことに、「私はこうしたい」「こうします」と宣言し、勝手にやってきたことを、咎める人がいませんでした。むろん児童相談所は公的な機関ですから自分勝手にやるわけにいかないのであって、ソーシャルワークのガイドラインのようなものが、ある程度はあっていいのではないかな。そんな疑問を持ちながら日々相談業務についていたのですが、探せば探すほど私が求めているものがない。私のやり方が偏っていることはわかっているんですけど、それを正すスタンダー

ドがないために、否応なく自分勝手にやるしかなかったんです、私は。「ソーシャルワークにおける未踏の道」と申しましたが、それは今述べたようなことを言いたかったわけです。

私が書いた『子どものためのソーシャルワーク』全4巻のシリーズは、ですから実践的なソーシャルワーク論を構築するために、迷いや悩みも含めて、まず「私はこんなふうになりました」と皆さんに示してみよう、そこからスタートしようとしたものです。誰かがありのままを明らかにし、それを他の人々が批評する、そこからより一般的で普遍的、かつ実践的なソーシャルワーク論が生み出されるのではないのでしょうか。

児童相談所ソーシャルワーク未踏の道（2）

ところが、ここ数年の間に事情が一変しました。私が「未踏の道」だと申し上げたことへの確かな回答が得られていないのに、新たな、そしてより困難な課題が立ちはだかってきたのです。それは言うまでもなく児童虐待に適切に対応せよという社会の要請です。家庭訪問はどうあるべきかなどという議論が、ある意味では吹っ飛んでしまうぐらいの時代の大きな変化が、児童相談所を襲ってきており、かつて考えもしなかったような、まさに未踏の道を、私たちは今、歩んでいるのではないかという気がします。

児童虐待通告の現状

年 度	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H12
全 国	1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725
府 下			8	8	7	32	31	39	90	169	

注1：「全国」の数字は厚生省報告例「虐待に関する相談処理件数の推移」から通告受理件数で見ると、平成12年度は18,804件である。

注2：「府下」の数字は京都市を除く京都府下児童相談所の虐待通告受理件数（電話相談除く）。

児童虐待の通告件数を表に示しましたが、実は児童相談所の職員も全国的にみて増えてはいるんです。しかしその増加も焼け石に水とっていいのではないかと。以下にこの問題についての現状をお話ししたいと思います。

2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」、いわゆる児童虐待防止法が成立しました。法律は児童相談所に対して「児童虐待への速やかな対応」を要請しています。しかしながら法律の要請に私の頭が追いついていないと感じています。どうも流れに乗り遅れているのではないかと。ただそれが私個人だけのことなのか、あるいは児童相談所の呻き、それを私自身も感じざるを得ないということなのか、そこはまだ判然としません。

児童虐待を発見した人は、児童福祉法に基づいて児童相談所に通告しなければなりません（通告先には、もう一つ福祉事務所が入っていますが、実際には児童相談所が唯一の対応機関となっています）。では、通告件数が急増する中で、今、どんなことになっているか。私が所属する全国児童相談研究会（児相研）で行ったアンケートへの回答を紹介してみましょう。

保護者が一時保護した児童を強引に引き取ろうとして、もみ合いになった。

複数で家庭訪問したが、保護者に殴られケガをした。

唾を吐きかけられた。

保護者から脅迫された。例えば「お前の家族をめちゃくちゃにするぞ」「日本刀で叩き切ってやる」「家庭裁判所に申し立てたら殺す」「あることないこと新聞社に言ってやる」等。

通告を受けて家庭訪問したが、「相談することなんてない」と怒鳴られたり、逆に「いきなりの訪問で虐待と疑われ不眠になった」と憔悴する家族もあった。

乳児の泣き声に「迷惑だから黙らせる」といわんばかりの通報で、非虐待家族のフォローも大変。

施設もいっぱい、一時保護所も定員超過・長期化し、虐待された子どもの人権が守れない。

年長の被虐待児が施設に入所すると、年少児に対する目に余るいじめや乱暴、

家出、窃盗などの症状を示すことも稀ではなく、現在の体制では到底対応できなくなってしまう。

深刻な虐待ケースを抱えて黙々と業務をこなしていた児童福祉司が、仕事に倒れて入院した。

通告件数の多さに、研修する意欲さえなくしてしまう。

担当者が退職後に訴えられ、訴訟費用は個人負担という例があった。

児童福祉司が個人で訴訟保険に加入した。

精神的な苦痛が大きく自費でカウンセリングを受けた。

職員のメンタルヘルスは緊急のテーマだ。

（全国児童相談研究会「児童虐待防止法施行1年にあたっての見解」から引用）

こういうことが無数にあります。昨日も、あるベテランの児童福祉司と話をしたのですが、「最近はどうにも元氣になれない」と言うのです。私個人にしても、虐待に対してどう対応すればいいのか、実際のところよくわかりません。皆様のご意見も聞きたいのですが、その理由に、虐待あるいは暴力に対する考え方の揺らぎがあると思っています。私自身の暴力や虐待に対する態度が定まらないんです。

*

具体的に言いましょ。私個人は、子どものしつけに対して体罰を加えることを一切否定しています。体罰どころか、実は罰を与えることも否定しています。考えてみれば、児童福祉法において“子どもに罰を与えよ”という箇所は一つもないんですよ。ただ、叩くつもりはなかったのに、つい叩いてしまったことが一度ありました。その時は狼狽しましたね。末っ子の息子を、手が触れる程度でしたが叩いてしまったんです。そうしたら、間髪を入れずに姉二人が一斉に抗議しました。

「お父さんが叩いた！」

「お父さんが叩いた！」

もう大騒ぎです。

「ごめん、ごめん」

「私たちに謝るのはおかしい」

「そうよ、弟に謝るべきや」

全く形無しでした。ともかく我が家ではどんなささいな暴力であっても一切否定されています。

ところが、そんな私も世の中にむかって「暴力は一切許さない」とは言いにくいんです。つい先ごろスウェーデンから帰国した人の話では、彼の地では20年前から子どもたちへの体罰そのものが禁止されており、今では親たちの90%が子育てにおいて体罰なんか必要ないと考えているというのです。

では、ひるがえって日本ではどうか。児童相談所の職員が家庭訪問をして子どもの虐待を指摘しても、父親は「いや、これがうちの教育方針なんだ」と譲らない。

「怪我をしているじゃないですか」

「これぐらいの厳しさがなければ、強い人間にはなれん」

「ワシの小さい頃はこんな生やさしいもんじゃなかった。この程度でぐちゃぐちゃ言われる筋合いはない」

かえって滔々と演説される始末です。

「かつて私の目の前で、それも面接中に、母がいきなり中学生の娘を叩き、ひどく狼狽させられたことがあった」

子どものためのソーシャルワークシリーズ「虐待」のあとがきに、私はこんな一節を書き加えましたが、実はこれには伏線があったんです。彼女はある児童福祉施設から無断外出してそのまま家に帰っていました。そして「もう施設には戻らない」とダダをこねる。それを皆で説得していたんです。ある時、母親と私と施設職員の3人で話し合いました。

「今、彼女の言い分を聞いてしまうのは、彼女にとっても決してプラスにはならない」

「まだまだ課題はいっぱいある。本人にも毅然とそのことを伝えましょう」

そこまではいいのですが、その発言に続けて施設の職員さんが、次のように言うんです。

「お母さん、本人が甘えたようなことを言ったら、多少叩いてでも言い聞かせることが必要ですよ」

この後、別室で待っていた本人と母が話し合う場面に私が立ち会った。母が娘を叩いたのはこの場面だったんです。いきなりバシッとやってしまった。やはり目の前でこんなことが起こるとショックですが、後々考えていくと、それ以上に施設職員が体罰を後押しするような発言をしたことのほうが私にはショックが大きかったような気がします。

ともかくこういうふうには、保護者だけでなく児童福祉に携わっているような人の中にも、まだまだ体罰、暴力を容認する風潮がある、肯定する風潮がある点は見過ごせないと思います。つまり日本では暴力を容認する文化が一定の力を得ているわけです。その中で私が、“一切の体罰を否定しましょう”と言っても簡単には受け入れてもらえません。まだまだ少数派だという感をぬぐえない。滔々とスパルタ教育を主張する人は、自分も厳しい体罰を受けてきた経験があるのでしょうか。いわば体罰の伝統です。そういう中で、児童虐待防止法を厳格に適用しようと考えても抵抗は大きい。

むしろ私たちは、世の中の風潮だけに追随しているようではいけない。我々には法律の要請があります。法律では「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」を身体的虐待として明記しているわけです。

私個人の揺らぎというのは、以上のように、個人的信条と世の中の風潮、さらには法律の要請のはざまに態度を明確に決めかねるというものであろうと考えています。

ただし最終的には、世間の人々がどこまで納得するのはわかりませんが、暴力・虐待の問題に関して児童相談所の実務の上では、法律の要請に従うしかないと思うんです。むしろ、法律の要請に基づいて活動する中で、世の中全体の合意をそのレベルでにまで持っていき、それが私たちに求められていることではないかと考えています。

*

虐待対応には難しさがつきまとうと言いました。言い出すときりがありませんが、もう一つ別の角度からお話しします。先に紹介した児童福祉司がこんなことを言っていました。

「我々は今、虐待に“対応”しようとしている。しかし虐待に“対応する”と

いうのではだめだ。我々は“ かかわり ”を持たないといけない」

少し説明が必要かと思いますが、私の理解では、家族としっかりかかわりを持っていけば、そこに意見の対立や違いがあっても、かかわりあいの中で何かが生まれる。しかし、虐待だ、介入だ、分離だ、保護だ、次は裁判所で申し立てをする等々というだけでは、確かに虐待への対処は出来たとしても相手とこちら側の間には何も生まれない。児童相談所が関与する中で、今までにはない新しい何か子どもや家族の中で生じるためには、保護者とかかわり、対立もし、ぶつかりながらも、どろどろした世界を一緒に味わい、つき合っていく。それがかかわるということで、我々は、あくまでもかかわりを持たないといけない。というような意味ではないかと思うんです。

対立しながらどこかで繋がっていく、けんかしながらどこかで互いの苦労もわかる、そんな関係を築いていくのは並大抵のことではないでしょうが、しかし本当は、それこそが児童相談所に求められているのかも知れません。

事例から考える

虐待通告に対して児童相談所ではどんなふうに動いているのか、例を挙げてご紹介したいと思います。以下は、仕事を終えて夜中に友人の事務所で四方山話をしているときに入ったものです。その事務所に私の妻から電話がかかってきた。「児童相談所から緊急の電話があったよ」と。慌てて職場に電話をしたところ、「警察から『子どもを保護してほしい』という連絡がありました」と言います。とるものもとれず児童相談所に舞い戻ったのがこの発端でした。

警察の話では、中学生の男の子が虐待された。ひどい人権侵害もあるというものでした。ここでは詳しいことは申し上げられませんが、実はこの子については、気になる子どもだということで、前の週にも学校が警察に相談していました。事前に情報が入っていたわけで、警察は「学校で言っていることは本当だ。放置できない」と判断したのでした。

京都府の児童相談所の場合、急遽子どもを預かるとなると、職員を呼び出して一時保護の体制をつくらねばならない。警察の対応は私がすることとして、別の

職員が出てきてお風呂の準備などをバタバタといたしました。ところが子どもがなかなか来ないんですね。午後8時ぐらいに電話があって、到着したのはほぼ11時頃です。どうも「明日は楽しみにしていた校内行事の日だし、それには参加したい。でもお父さんが暴力を振るうので家には帰りたくない」と子どもが泣きだした。それで一時保護の説得に時間がかかったため、結果として児童相談所への到着が遅れたというわけです。というのも通常では児童相談所の一時保護所からは登校させることができません。ましてこんな形で虐待され、父の同意もないまま一時保護した場合、登校させることでトラブルが起こる可能性は高く、一時保護所で24時間を過ごすこととなります。ですから児童虐待での保護というのは、子どもの権利を守るという点で疑いはないのですが、他方では子どもの権利を制限することにもなりかねないわけです。

それはさておき、虐待をした加害者である父親の言い分はどのようなものだったでしょうか。警察が事情聴取をしています。

「息子は小学校の頃から家出を無数に繰り返した。どんなに熱心に指導しても効果がない。だから体罰もしたが、そうする以外に方法がなかったのだ」

要するに、叩いたのは子どもが悪いからだという主張です。自分の行為に対する反省はありません。

さて、一時保護した後、事態は意外な展開を見せました。母親が家出をしてしまったんです。「実は私も夫から暴力を受け続けてきた。一方的に命令される生活はもういやだ」ということでした。ドメスティック・バイオレンスから逃れるための家出です。実は母親は、これまでから家出した子どもを匿っていたことがありました。そのため父親から「あいつは子どもの居所を知ってるはずだ」と疑われてよりひどい暴力を受ける可能性を心配したのでしょうか、「私も帰れない」と婦人相談所に保護されたのでした。

この場合、どういうふうに戻らせるべきか。それぞれの話を聞いていきますと、子どもは「お父さんが暴力をやめてくれたら、中学に戻りたい」と言います。わかる話です。しかし果たして父親が暴力をやめるのか。この時点では自分の非を認めてはいませんから、その保障はない。では父の考えはどうか。「子どもが家出をしてどこで寝泊まりしていたのか、まずは事情を知りたい」。これも当然の希

望でしょう。「こんな状態が続けられるはずがないし、ちょっと話せばすぐに結論は出る。一刻も早く家に帰って来る以外、他に方法はないはずだ」というわけです。しかし子どもは「お父さんには会いたくない」とかなり拒否的ですし、もちろん母親が父に会うはずもない。父の希望は実現しないのです。さて母親は「もう夫のもとには帰りたいくない。離婚したい」と言います。さらには「夫が離婚してくれるなら子どもの親権は父親がとってもしかたがない」とまで言うのです。これには私たちも考え込んでしまった。自分を守ることに必死で、子どものことは二の次になっているのです。

この事例の場合は、子どもに対する暴力、妻に対する暴力が問題ですから、父親の暴力をいかに抑えるか、なくすかがテーマです。しかしながら、そのための取り組みをする余地は、もはやありません。何故とって、母親は離婚したいと思っているのですから。結局、婦人相談所の力も借りて、母に「子どもの安全についても考えてほしい」と話しました。そして紆余曲折はあったのですが、最終的には母親が親権者となる形で調停離婚が成立し、落ち着きました。なお、子どもは離婚調停の開始と同時に施設入所となりました。調停の結論が出るまでは父母いずれにも引き渡せないという児童相談所の判断を双方が理解してくれたからです。

さて離婚調停後のことについても少しお話しします。親権者が母になっても、父と子が親子であることには違いない。父と子の関係を修復していかないといけないわけです。親権者が母になって父と法律的な親子関係がなくなると、後はどうなるか。実は父親は、その後も私たちにいろいろと要求してきました。やはり父としての思いは強いものがあるわけです。

ある時、父親が「ワシの財産は相続させないからその手続きをしろ」と言ってきたことがありました。ところがよくよく聞いていくと、本心はその逆なんです。「高校進学するなら経済的な面での応援ぐらいはしよう」とね。ただ、顔を見せずに児童福祉施設に行ってしまったし、その後も父に会おうとしないのであれば、こちらも考えがあるぞ、というような気持ちだったのです。そこで、当初は母子ともに「会いたくない」「会わせたくない」という気持ちでしたが、いろいろと話し合う中で、父子が面会する場面を実現させたのでした。

「お父さんもおわかりだと思いますが、面会は関係を修復するためのものですか、いいですか」

「わかっている」

「怒鳴ったり、叱ったりしないでください」

「あんたらの言う通りにする。わかった」

「私たち児童相談所からも立ち会いたいのですが……」

「それも構わない」

父は、こんなことになった経過を本当には納得していないから、いざとなればそれが爆発するかも知れない。私はそのことが心配で、こんなことをくどくどと話していました。そしていよいよ面会となりました。警察から児童相談所に連れて来られて以来、初めての対面です。おおかた1年が過ぎていました。

これがまた忘れられない光景でした。子どもは緊張しています。だから、いざ対面となっても「お父さん」の一言すら発せられない。一方の父はといえば、子どもの姿を見た瞬間、目を真っ赤にして、涙が溢れ出るのを必死で我慢しています。えも言われぬ思いが私たちにも伝わってきました。そういう状態が僅かの間続いて、父がやっと「元気になっているか」と声をかけた後です。今度は猛然と、「いいか、お前がここにいるのは、すべてお前の責任だぞ。わかっているか」と子どもに向かって滔々としゃべり始めた。子どもはジッとうつ向いています。私たちが父親に目で合図を送っても、もう無理です。この人はそれだけのことを言わなきゃ納まらなかったんですね。でも最後に、言い過ぎたと気づいたのでしょう。「もうこれ以上は何も言わないから」と自分に言い聞かせるように話し、本人を連れて外出しました。親子で食事をし、ござっぱりした服を買ってやった。翌日早速、本人は父に買ってもらった服を着ていたようです。

この事例はDVもあり、児童虐待もある。しかしよく聞いていくと、この父も「自分ももっとひどい暴力を振るわれた」と言っていました。だけど別に非行に走ったわけでもないし、こうしてちゃんと一人前の生活を送っている。だから子どもに対しても、これぐらいの厳しさはあたりまえだと思っている。ところが妻が離婚を決意したため、父の計画はすべて狂ってしまった。ではこの家族に対して児童相談所としてどんな援助をすべきだったのか。警察から子どもを預かった時

は、父母が離婚することになるとは思いもしなかったし、結果がよかったのか悪かったのか。いずれにしろ私たちが離婚に影響を与えたことは間違いないわけです。そう考えると、虐待行為自体は確かに人権侵害でもあるわけですが、何か複雑な思いが残ってしまう。虐待のケースでは八方すべて丸く納まるということが、なかなかありません。すべてうまくいくことはないのです。

「親子分離して子どもの安全は守られたじゃないか」と自分を納得させようとするんだけど、それだけでは得心がいかない。ですから速やかな安全確保をしないといけないのに、ともすれば優柔不断になってしまい、一時保護についても“やろうか、やるまいか”と悩んでいる。それが現状です。

*

さて、ある議員さんが生活相談を父親から受けた。

「児童虐待と言われ、高校生の娘が児童相談所で一時保護され、施設に入所させる必要があると説明を受けた。本当は家に返してほしかったけど、喧嘩ばかりしていたし、いろいろ考えて同意した。しかし面会ぐらいさせてほしいと児童相談所に頼んだところ、それが全く合わせてもらえない。どうしたらいいか」

相談を受けた議員さんが私の知り合いで、「こんな場合、どうしたらいいんでしょう」と電話してきたんです。困りました。私たちも親に会わせないほうがいいと判断して当の親たちと対立し、苦労しているからです。例えばこんなことがありました。一時保護していた子どもの父親に次のように話したときのことです。

「私たちは公務員ですし、児童福祉法をはじめとして、法律を守らねばなりません」

すると父親が猛烈に反撃してきました。

「法律なんて関係ない。考えてみろ、国の高級官僚なんかあちこちで悪いことをしている。ああいう奴らを放っておいてワシに法律の話をして聞かずもりはないからな。法律というなら、連中を全部取り締まってから来い」

子どもも面会を強く拒否していましたし、こんな状況では子どもを会わせることには慎重にならざるを得ません。どんな混乱が生じるかわかりませんから。

では議員さんからの相談にどう返事をすればいいのか。私は次のように言いました。

「とにかく紳士的な態度がたいせつです。相手をどなりつけるなんてことをしたらそれだけで心証を悪くしてうまくいきません。施設や児童相談所が条件を出したら、すべて飲んでください。例えば面会時間は10分間だけとか、職員が付き添うとか、場所や時間は任せてくださいとか、いろいろ言われてもまずはそれを遵守するのです」

ところがこんなアドバイスも結果的には実を結びませんでした。3時間あまり交渉したらしいのですが、児童相談所は許可しなかったらしい。逆に「あなたが虐待したんですよ」と言われたとのことでした。そこで、次の相談です。

「お父さんも傷ついています。こういうお父さんをどう援助すればいいのでしょうか」

さてこの事例は思わぬ展開を見せます。父から虐待されていたとして自ら望んで施設に入所したはずの本人が、児童福祉施設を無断外泊して行方がわからなくなったんです。年長の被虐待児が入所すると、往々にしてこのような事態を迎えることが多い。例えば年少児に目にあまる乱暴やいじめをする。施設の中で落ちつかず、「こんなところは嫌だ」と飛び出してしまい、児童福祉施設職員は対応困難に陥ってしまう。預かった児童福祉施設でも、まだまだ子どもをケアするノウハウが蓄積されていませんから、場合によっては投げ出しの状態ということも起こらないとは限りません。しかも我々は相談件数が多くて大忙しで、こうしたところにも虐待問題の難しさがあると言えるのではないのでしょうか。

*

愛知県中央児相の心理判定員である二宮直樹さんが、親ごさんへの援助プログラムを考えられました。虐待をする人にはカウセリングは不向きだということです。寧ろ必要なのは教育プログラム、子育て技術の習得だということです。こうした考えをもとに「自分の手元に子どもを返してほしいならこうしましょう」と提案するらしい。たとえば、厚生労働省がつくった子育てビデオを見て話し合うような具体的な援助プログラムです。どこにも定式化されたものがないと不満を漏らすだけでなく、自分たちの手で何かを生み出す努力をしています。私たちがまだまだですが、手をこまねいているわけにはいかない。何かを始めていかないといけない。そんなことを感じて日々暮らしているという状況です。